

## 福祉用具リサイクル貸出事業規程

浅口市社会福祉協議会

### (目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人浅口市社会福祉協議会が管理している福祉用具を安価に貸し出すことにより、在宅福祉を推進することを目的とする。

### (利用対象者)

第2条 本事業の貸出の利用者は、市内在住者で当該福祉用具を必要とする者であれば、介護認定、障害者手帳等の所持の有無は問わない。ただし、在宅にて使用する場合に限る。

### (貸出期限)

第3条 本事業の貸出の期限は、原則として1年間とし、毎年6月1日を基準日として更新することとする。

### (利用料等)

第4条 本事業で貸し出す福祉用具の利用料及び搬送料は、別表に定める額とする。

- 2 利用料は年額とし、借用時または、更新時に支払うものとする。
- 3 本事業で貸し出す福祉用具の搬送は、利用者で行うこととするが、困難な場合はシルバー人材センターに依頼することができる。
- 4 別表の定める搬送料は、搬入搬出いずれか1回分の金額を言う。
- 5 シルバー人材センターの搬送は、原則としてあらかじめ定めた搬送日に行うこととする。
- 6 会長が、特に認めた者については、利用料等を免除することができる。

### (保守整備)

第5条 本会では衛生対策として、消毒液で用具表面を拭取するものとする。

- 2 利用者は返却時、機能及び付属品等の点検をしたうえで用具表面を水拭きし返却するものとする。
- 3 簡易な修理は利用者にて行うこととする。

### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から別表を一部変更。

この規程は、平成26年7月3日から別表を一部変更。

別表

## 料 金 表

1 週間以内の利用については無料、1 週間を超える場合の年間利用料は以下の通り

用 具 名	貸 出 料	搬 送 料
車 椅 子	5 0 0 円	無 料
電動ベッド	1, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円
電動ベッド以外のベッド	5 0 0 円	2, 5 0 0 円
その他の福祉用具 (シャワーチェア、吸引機等)	5 0 0 円	無 料
チャイルドシート	5 0 0 円 (利用期間は最長 1 か月)	無 料
その他の備品 (ストラックアウト、輪投げ、ポップコーン機等)	無 料	

(注)

- ・ベッドの貸出については、介護保険制度を優先する
- ・貸出料は 1 年間分を貸出時に納付、2 年目からは更新時に納付
- ・搬送料は搬入、搬出の際それぞれ負担